

保守点検業の更新の登録にあたって、浄化槽管理士免状の交付を受けた日から三年を経過していない方の「浄化槽管理士研修会」受講修了証明書の添付が不要となりました（浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例施行規則 第三条第五号のアンダーラインの部分）。

○浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例施行規則（抜粋）

昭和六十年九月二十八日

宮城県規則第四十七号

（更新の登録）

第二条 条例第二条第三項の規定により更新の登録を受けようとする者は、当該登録の有効期間が満了する日の二月前から当該期間が満了する日の一月前までの間に、知事に登録の申請をしなければならない。

（添付書類）

第三条 条例第三条第二項第四号の規則で定める書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 事業計画書
- 二 申請者の住民票の抄本(申請者が法人である場合には、その法人の登記事項証明書及び定款又は寄附行為)
- 三 申請者の略歴書(申請者が法人である場合には、その役員(業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいう。)の略歴書)
- 四 営業所ごとに置かれる浄化槽管理士の免状の写し
- 五 営業所ごとに置かれる浄化槽管理士(申請の日において前号の免状の交付を受けた日から起算して三年を経過していないものを除く。)が第十二条に規定する研修を受講したことを証する書類(条例第二条第三項に規定する更新の登録を申請する場合に限る。)
- 六 営業区域ごとに保守点検の委託を受けている浄化槽の基数を記載した書面
- 七 営業所付近の見取図

（浄化槽管理士の研修）

第十二条 条例第十一条第四項に規定する浄化槽の保守点検の業務に関する研修は、知事が、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 浄化槽行政に関すること
- 二 浄化槽の構造と機能に関すること
- 三 浄化槽の保守点検に関すること
- 四 その他必要な事項

○浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例（抜粋）

昭和六十年七月十日

宮城県条例第十九号

（登録）

第二条 県内（仙台市の区域を除く。以下同じ。）において、浄化槽の保守点検を行う事業（以下「浄化槽保守点検業」という。）を営もうとする者は、知事の登録を受けなければならない。

2 前項の登録の有効期間は、三年とする。

3 前項の有効期間の満了後引き続き浄化槽保守点検業を営もうとする者は、更新の登録を受けなければならない。

（登録の申請）

第三条 前条第一項又は第三項の登録を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

一 氏名及び住所（法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。次項第三号において同じ。）

二 営業所の名称及び所在地

三 法人にあつては、その役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）の氏名及び住所

四 営業区域（一の市町村を単位とする区域をいう。以下同じ。）に係る市町村名

五 営業所ごとに置かれる浄化槽管理士の氏名、その者が交付を受けた浄化槽管理士免状の交付番号及びその者が専ら担当する営業区域の名称

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一 申請者が第五条第一項第一号から第六号までに該当しないことを誓約する書面

二 第十条第三項に規定する器具の明細を記載した書面

三 営業区域ごとに連絡をとっている浄化槽清掃業者の氏名及び住所並びに営業所の名称及び所在地を記載した書面

四 その他規則で定める書類

（営業上の遵守事項）

第十一条

4 浄化槽保守点検業者は、第二条第二項の有効期間内に一回以上、規則で定めるところにより、浄化槽管理士に浄化槽の保守点検の業務に関する研修を受けさせなければならない。